

『道路特定財源の確保について』

財政状況が厳しいなか、道路特定財源は昭和村の貴重な財源になっています。

ガソリンも高騰し、燃料代の負担も厳しい状況ですが、道路整備や除雪経費など村民に対する様々な行政サービスを維持するため、道路特定財源については暫定税率を延長したうえで、道路特定財源制度を堅持すべきと考えておりますので皆様のご理解をお願いいたします。

《 昭和村における平成19年度道路関係税収の見込み》

(単位:千円)

(内訳)			
道路関係税収	地方道路譲与税	自動車重量譲与税	自動車取得税交付金
58,661	11,187	32,041	15,433

*暫定税率が廃止された場合、道路関係税収額が△27,221千円ほど減額されることが想定されます。

○道路特定財源制度とは？

自動車利用者がガソリン税（揮発油税）などの税金を負担して、道路整備のためのお金を確保する制度です。

戦後、我が国の立ち後れた道路を緊急かつ計画的に整備するためには、安定的な財源が必要でした。そのため、道路整備をすることにより利益を受ける自動車利用者に課税し、道路整備に充当する制度として昭和28年に創設されました。現在は道路整備費の財源不足に対応するため、本来の税率に上乗せ（暫定税率）をしています。

○どうして見直そうとしているの？

国や地方の財政事情は非常に厳しいため、財源を道路整備に特定せずに社会福祉や教育など自由に使えるお金にしたいという意見があります。

そのようななか、道路特定財源制度の根拠となる法律や本来の税率より上乗せ（暫定税率）することを定める法律が今年の3月末で有効期間が切れるからです。